



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 9 8 号 令和 5 年 6 月 1 3 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 9 0	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
2 9 1	同	同
2 9 2	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
2 9 3	同	同
2 9 4	解除予定保安林を告示する件	森林整備課
2 9 5	特定調達契約について一般競争入札に付する件	公安委員会

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 3	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
7 4	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 5	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
7 6	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

勝浦川土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	桑田文丸		小松島市江田町字腰前七七―一
同	田中博行		同 中郷町字県前九〇
同	福元英夫	福元英夫	同 前原町字福徳一三
同	一柳宗之		同 日開野町字川田一
同	前島義夫	前島義夫	同 字加々ミ松五三
同	元木邦昭		同 字破閑道五六―二
同	竹内賢治	竹内賢治	徳島市大松町大久保一四七
同	田淵誠一	田淵誠一	小松島市中郷町字露ヶ本三三―四
同	坪田政司		徳島市北山町三反地一
同	川島恒雄		同 西須賀町葛島四二
同	井川洋二	井川洋二	同 洪野町片山三二
同	庄野和道	庄野和道	同 八万町犬山七九―四
同	林利夫	林利夫	同 三軒屋町上分九五
同	高木功	高木功	同 雑賀町下大開四五―二
同	井上武	井上武	同 方上町大食八―一
同	石川隆義		同 丈六町門前四三
同	仙石正	仙石正	同 篠原二七
同	井上雅博		同 勝占町山下三
同	津川守	津川守	同 大松町宮ノ本一六
同		明口功	小松島市江田町字大江田一〇九
同		大木茂樹	同 中田町字狭間七
同		木下義之	同 中郷町字泰地三六―四
同		桂勸	同 日開野町字破閑道一八―二
同		朝日貴光	同 字井理守八二
同		松原薫	徳島市大谷町紅葉山三〇
同		井川義治	同 北山町神脇一二―一
同		永田豊	同 勝占町中須五九
同		市川正義	同 西須賀町中開一三一
同		庄野徳保	同 丈六町門前六
監事	宮本和則	宮本和則	同 溝筋一六

同	同	同	同
		庄野清	岸野重幸
森脇一	篠本明彦		
徳島市名東町一丁目九八―四	同 字中川原二―二	小松島市前原町字茶園五五	同 北山町羽淵二〇

徳島県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

川内土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	大寺儀一	大寺儀一	徳島市川内町鶴島三一五
同	西岡 貴	西岡 貴	同 沖島四二一 一
同	齋藤数明	齋藤数明	同 米津九六
同	坂東義隆	坂東義隆	同 鈴江北六二 一
同	松田平和	松田平和	同 宮島本浦九三
同	粟飯原 博	粟飯原 博	同 竹須賀九九 一
同	日下誠也	日下誠也	同 大松二七七
同	清水博文	清水博文	同 六二七
同	島藤知明	島藤知明	同 下別宮西四六七
同	住友敬治	住友敬治	同 小松北五六
同	中島喜猪一	中島喜猪一	同 旭野三六一 一
同	坂東二三男		同 平石若宮一三二 二
同	石田幸夫		同 富吉一四五 一
同	酒井秀樹		同 中島四三 一
同	笠井國利		同 加賀須野一九三 二
同	林 一美		同 平石住吉二九六
同	江上新一郎		同 榎瀬二五三
同		植田陽子	同 加賀須野三五八 三
同		田中億昇	同 平石古田一七六
同		内藤敏和	同 松岡八
同		廣瀬佳輝	同 中島二二四 一
同		廣瀬長市	同 平石夷野一二五
同		兼田博行	同 榎瀬三五三 一
監事	松本 望	松本 望	同 宮島浜三五 五
同	堀 正實		同 旭野七九 八
同	廣瀬佳輝		同 中島二二四 一
同	藤本裕造		同 沖島一六七
同		檉原正人	同 加賀須野一 五七 四
同		近藤敏公	同 榎瀬六一
同		齋藤雄志	同 小松西一〇八

徳島県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月十三日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
小松島市坂野町 坂野土地改良区	令和五年五月二十六日

徳島県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月十三日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
板野郡板野町 犬伏土地改良区	令和五年五月二十九日

徳島県告示第二百九十四号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美馬郡つるぎ町半田字松生三五二の五
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第二百九十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の件名及び数量
緊急配備支援システム 一式
- 2 借入物品等の特質等
仕様書による。
- 3 借入期間
令和六年四月一日から令和十二年三月三十一日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 本件入札に参加する者に必要な資格は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
 - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 本件入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。
 - 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - 7 過去五年以内に都道府県警察において、本システムの製造元が製造した緊急配備支援システムが納入された実績があり、かつ、本システムの製造元が、都道府県警察において、五年以上緊急配備支援システムの運用実績を有する者であること。
 - 8 本システムの製造元が、ISO9001、ISO14001及びISO/IEC27001に適合する認証を取得している者であること。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、本件入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる提出期限までに2の（二）に掲げる提出場所に持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、提出期限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、本件入札に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書等の提出期限及び提出場所

- （一） 提出期限
令和五年七月十三日（木曜日）午後五時
- （二） 提出場所
徳島市万代町一丁目一番地徳島県庁四階

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 〇八八 六二二 二〇六六）

四 契約条項を示す場所並びに入札説明書等の交付場所、交付期間及び交付条件

1 契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

電話 〇八八 六二二 三一〇一

2 入札説明書等の交付期間

（一） 入札説明書

令和五年六月十三日（火曜日）から同月二十日（火曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

（二） 仕様書

令和五年六月二十一日（水曜日）から同年七月二十日（木曜日）まで（県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 入札説明書等の交付条件

（一） 入札説明書

無条件で配布する。

（二） 仕様書

二の7の納入の実績及び運用実績並びに二の8の認証の取得を示す書類（以下「運用実績等証明書類」という。）を、六の2の（一）に掲げる提出期限までに提出した者であつて、入札説明書に添付する様式による秘密の保全に関する誓約書を提出した者に限り交付する。

五 問合せ先等

1 問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

電話 〇八八 六二二 三一〇一

ファクシミリ 〇八八 六二二 九四八七
電子メールアドレス ai.zen3@police.pref.tokushima.jp

2 問合せの方法及び受付期間

令和五年七月十二日（水曜日）午前十時までに、入札説明書に添付する様式によりファクシミリ又は電子メールで行うこと。

六 運用実績等証明書類の提出等

1 運用実績等証明書類の提出

本件入札に参加しようとする者は、運用実績等証明書類を2の(一)に掲げる提出期限までに2の(二)に掲げる提出場所に提出すること。なお、運用実績等証明書類の内容については、各都道府県警察に確認することがある。

2 運用実績等証明書類の提出期限、提出場所及び提出方法

(一) 提出期限

令和五年六月二十日（火曜日）午後五時

(二) 提出場所

郵便番号七七〇 八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

七 応札仕様書等の提出等

1 応札仕様書等の提出

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、2の(一)に掲げる提出期限までに2の(二)に掲げる提出場所に提出しなければならない。応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び提出方法

(一) 提出期限

令和五年七月二十一日（金曜日）午前十時

(二) 提出場所

郵便番号七七〇 八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

八 入札手続等

1 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和五年八月二日（水曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部一階入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる提出期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期限及び宛先

(一) 提出期限

令和五年八月一日（火曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七〇 八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設支援係

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入金金を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて、封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、七によりこの公告及び入札説明書等に示した物品の納入等について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目五番地一

9 契約書の作成の要否
要

10 その他
詳細は、入札説明書等による。

九 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
Emergency deployment Support System 1 set
- 2 Term of Lease
From April 1, 2024 to March 31, 2030
- 3 Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
5:00 p.m on July 13, 2023
Time Limit of Tender
11:00 a.m on August 2, 2023
(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m on August 1, 2023)
- 5 Contact point for the notice
Finance Section, Tokushima Prefectural Police Headquarters.
2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510
Phone: 088-622-3101

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年六月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一、二、二七二人

徳島県選挙管理委員会告示第七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年六月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六八、九二九人

徳島県選挙管理委員会告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年六月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、七五七人
鳴門	一五、七九三人
小松島・勝浦	一二、二八九人
阿南	一九、八三四人
吉野川	一一、一七三人
阿波	一〇、一六八人
美馬	一〇、二二七人
三好第一	六、九二一人
名西	八、五二四人
那賀	二、二三八人
海部	五、四七七人
板野	二七、二四〇人
三好第二	三、八八六人

徳島県選挙管理委員会告示第七十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年六月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六八、九二九人